

洪水時の避難確保計画

【施設名：長野市立長野中学校・長野高等学校】

所在地：長野市大字徳間 1133 番地

電話番号：026-296-1241

令和 4 年 12 月 8 日 作成

1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、長野市立長野中学校並びに長野高等学校に勤務する教職員、在籍する生徒及び利用する全ての者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を長野市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、長野市立長野中学校並びに長野高等学校に勤務する教職員、在籍する生徒及び利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数 (中学校、高校の合計)				備 考
昼 間		夜 間・休 日		
利用者(生徒)	施設職員(教職員)	利用者(生徒)	施設職員(教職員)	
690名	80名	(原則閉鎖)	(原則閉鎖)	・中学校と高校は施設を共用し、防火・防災等の計画及び訓練についても共同で運用、実施している。

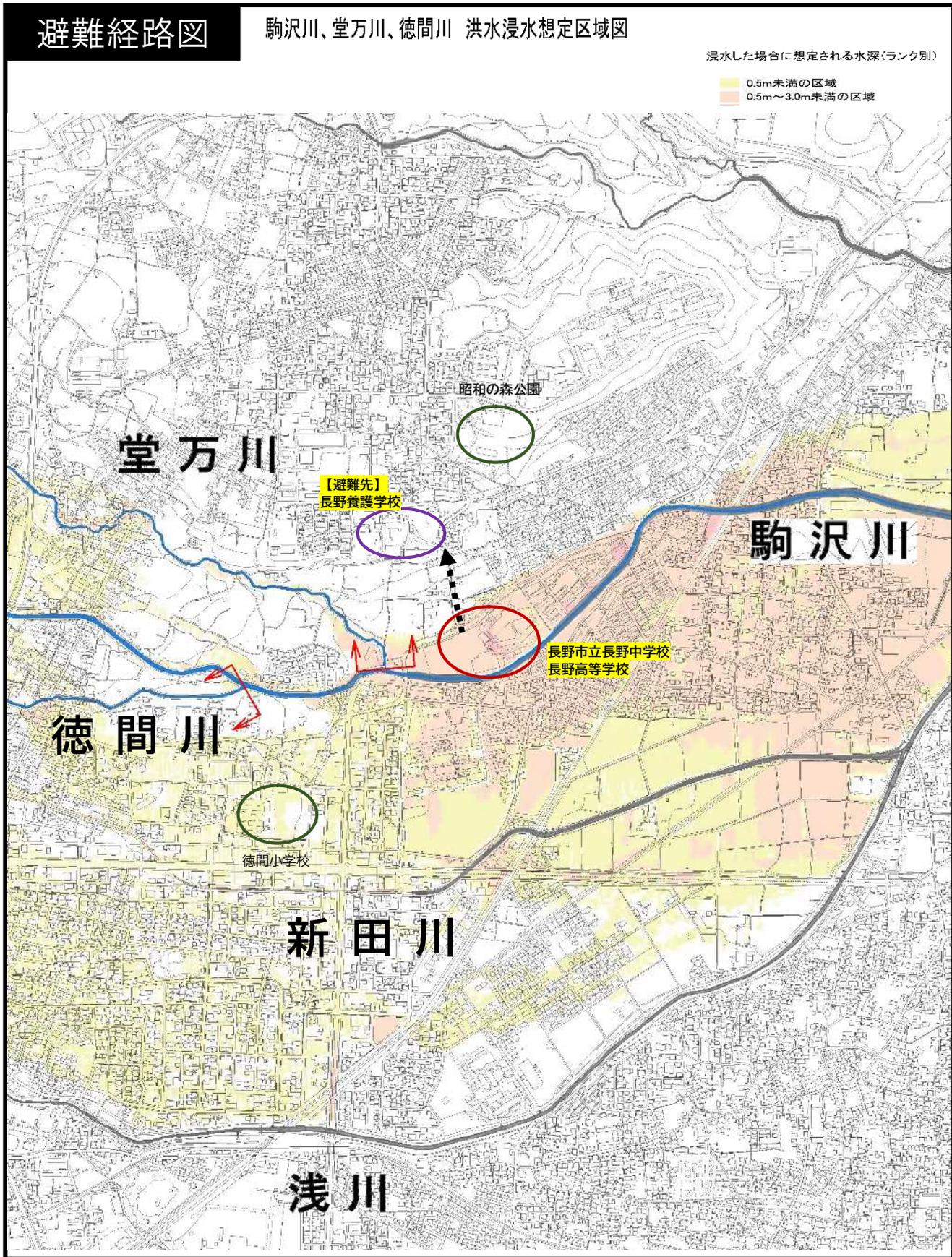
※夜間及び休日は施設を閉鎖するため、原則として生徒、教職員ともいない(ただし、諸行事等により特別の利用がある場合は、別途利用責任者の定めるところによる。)

学校における避難行動の原則

- 非常に猛烈な勢力の台風の接近、線状降水帯の発生、長期にわたる前線の停滞などの気象予報があり、河川氾濫の見込まれる場合は、事前に中学校及び高等学校の休校を判断する。
- 開校中に高齢者等避難又は避難指示が発令される可能性は低いが、万が一、生徒が学校にいる時に発令された場合には、速やかに生徒を保護者に引き渡す。また、引き渡し時には、市の災害発生情報等に従って、浸水しない安全な地域まで避難をするように、保護者へ伝える。
特に中学生については、一人で帰宅させると適切な避難行動が取れずに災害に巻き込まれる恐れがあるため、一人で帰宅させることはしない。
- 万が一、保護者の引き取りが間に合わない場合には、北校舎の3階又は体育館の4階等浸水しないフロア又は避難場所へ避難をさせる。(本計画による避難)

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。



4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 大雨警報（浸水害）・洪水警報発表 ▶ 大雨又は台風に関する気象情報発表 ▶ 駒沢川（馬屋橋危機管理型水位計）及び上流（駒沢大橋及び塚田橋）のライブカメラを注視 ▶ 駒沢川上流の洪水キキクル、雨量等を注視 ▶ 長野市教育委員会からの連絡・指示等があった場合 	注意体制確立	<ol style="list-style-type: none"> 1 洪水予報等の情報収集 2 使用する資器材の準備 3 保護者への事前連絡及び生徒の引き渡し 4 周辺住民（住民自治協議会等）への事前協力依頼 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集伝達要員（教務・事務外） 2 避難誘導要員（担任・教科外） 3 情報収集伝達要員 4 情報収集伝達要員
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 若槻地区に高齢者等避難（警戒レベル3）の発令 ◆ 駒沢川（馬屋橋危機管理型水位計）及び上流（駒沢大橋及び塚田橋）のライブカメラ等から、今後河川の氾濫が見込まれると判断 ◆ 駒沢川・徳間川・堂万川流域の洪水キキクル、雨量、今後の気象情報等から、今後河川の氾濫が見込まれると判断 	警戒体制確立	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難等の情報収集 2 使用する資器材の準備 3 保護者及び関係機関へ避難開始連絡 4 周辺住民（住民自治協議会等）への協力依頼 5 要配慮者（生徒）の避難誘導開始 	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集伝達要員 2 避難誘導要員 3 情報収集伝達要員 4 情報収集伝達要員 5 避難誘導要員
<p>以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 若槻地区に避難指示（警戒レベル4）の発令 ◆ 駒沢川（馬屋橋危機管理型水位計）及び上流（駒沢大橋及び塚田橋）のライブカメラ等から、越水等の状況を確認 ◆ 駒沢川・徳間川・堂万川流域の洪水キキクル、雨量、今後の気象情報等から、さらなる情報を収集 	非常体制確立	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設内全体の避難誘導 2 要配慮者（生徒）の避難完了 3 保護者及び関係機関へ避難完了連絡 	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難誘導要員 2 避難誘導要員 3 情報収集伝達要員

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁・長野市防災情報ポータル）
洪水予報・水位到達情報	長野市からのFAX、長野市防災メール、インターネット（長野市防災情報ポータル）
高齢者等避難（警戒レベル3）、避難指示（警戒レベル4）	防災行政無線、緊急速報メール、長野市からのFAX、長野市防災メール、テレビ、ラジオ、インターネット（長野市防災情報ポータル）、アプリ（長野市防災アプリ）

※テレビ dボタン（データ放送）を押して防災情報を確認

※インターネット

気象庁（<http://www.jma.go.jp/>）

- ・警報、注意報、洪水警報の危険度



長野市防災情報ポータル（<http://nagano-bousai.jp/>）

- ・警報、注意報、雨量情報、河川水位情報、避難情報、避難所開設状況



川の防災情報危機管理型水位計（<https://k.river.go.jp/>）

- ・河川情報（水位等）



長野県砂防情報ステーション（<http://www.sabo-nagano.jp/>）

- ・土砂災害危険度、雨量予想、水位、カメラ映像等



(2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また校内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を校内外の関係者間で共有する。
- ②体制確立時、あらかじめ長野市教育委員会事務局と調整した事項について、同事務局に報告する。

長野市教育委員会事務局学校教育課 電話 224-5081

6 事前対策

台風の接近、線状降水帯の発生など、あらかじめ洪水又は浸水害の危険性が高まることが予想される場合は、休校や時間短縮などを検討するとともに、職員の役割分担や連絡方法等を再確認する。

7 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「別紙1 避難経路図 (P2)」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	長野県長野養護学校	(500) m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input checked="" type="checkbox"/> バス (2) 台

※「長野養護学校」は指定避難所ではないが、本校と独自に相互協力体制を構築している。

※最寄りの指定避難所は「昭和の森公園フィットネスセンター」であるが、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩落危険箇所及び地すべり危険箇所に近接するほか、避難経路（市道）は急勾配、急カーブが連続し、交通量も多いことから、特に豪雨時や冬期の避難先（避難経路を含む）としては不適。

※近傍の指定避難所としては「徳間小学校」も選択肢となり得るが、徳間川（駒沢川支流）の浸水想定区域内であり、駒沢川の氾濫を想定した避難先（避難経路を含む）としては不適。

※傷病者や自力での移動が困難な生徒等の避難に当たっては、庁用バス（29人乗り・2台）を使用する。

※想定浸水深（3.0m未滿）から、北校舎又は体育館での垂直避難（一時避難）も選択肢となり得るが、管理諸室（1階に位置する事務室、職員室、放送室、保健室、コンピューター室等）が失われ、かつ、停電や浸水に伴い、冷暖房や給排水、エレベーター等の停止も想定されることから、施設の管理運営機能や通信連絡手段等の継続的な維持、確保が困難である。

8 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（教職員、生徒・保護者）、タブレット、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯用拡声器（メガホン）、電池式照明器具、ヘルメット、蛍光塗料、携帯電話用バッテリー（充電器）、誘導用標識（校旗等）
施設内の 一時避難	<p>〈原則として、施設内での避難は想定していない〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に災害等が予想される場合は、休校や時間短縮により対応 ・開校中に気象情報等が発表された場合は、速やかに保護者へ引渡し ・上記に事情を踏まえてもなお、施設内に留まらざるを得ない場合は、あらかじめ、各自が必要とする水、食料及び、その他の物資を持参（準備）するよう指示
その他	ウェットティッシュ、アルコール消毒液、マスク、ゴミ袋、タオル、救急用具一式（常備薬、包帯、絆創膏等）、AED

浸水を防ぐための対策
土嚢（50袋）

9 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年4月に年間の防災教育及び訓練の計画を作成する。
- ・毎年4月に新規採用の教職員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に教職員及び生徒を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。